

県内各郡市医師会長 殿
県内各診療・検査医療機関 管理者 殿
県内各診療・検査医療機関以外の医療機関 管理者 殿

茨城県保健医療部長
一般社団法人 茨城県医師会長

次のインフルエンザ流行に備えた「診療・検査医療機関」の体制整備等について（依頼）

日頃から本県の感染症対策の推進について、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、現在、県内 800 を超える診療・検査医療機関にご協力をいただいているところですが、9月8日付け政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定「With コロナに向けた政策の考え方」においては、「診療・検査医療機関の取組等を継続しながら、今後、第7波を上回る感染拡大が生じて、一般医療や救急医療等を含む国内の保健医療システムを機能させながら、社会経済活動を維持できるようにする」旨示されているところです。

また、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいては、有識者から、秋冬シーズン以降の外来・入院医療体制について、診療・検査医療機関の仕組みを廃止し、対応可能な医療機関がコロナ感染症を診る体制に移行する必要性についても言及がなされており、今後、通常診療への移行が進む可能性も示唆されております。

直近の本県の新規陽性者数及び病床稼働数は減少傾向にありますが、昨今の南半球でのインフルエンザの流行状況を勘案すると、今年度は国内でのインフルエンザとの同時流行も懸念されることあり、秋冬シーズンを乗り越えるべく、引き続き診療・検査医療機関を中心とした新型コロナウイルス感染症対策を充実させていくことは、県民の安心と信頼につながりますことから、趣旨をご理解いただき、下記についてご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

(1) 診療・検査医療機関の体制確保について

① 診療・検査医療機関として指定を受けている医療機関について

- これまで診療・検査医療機関として県より指定を受けている医療機関におかれましては、今後のインフルエンザ流行に備えるべく、引き続き、診療・検査体制を維持、拡充いただきますようお願いいたします。

その際、第7波を上回る感染拡大が生じて対応できるよう、特に「患者対応が可能な時間帯の拡充」、「自院のかかりつけ患者以外の患者（一般患者（紹介患者など）受入）」、「ウェブページ等での公表」を図っていただきますようお願いいたします。

- また、これまで本県では、9割を超える診療・検査医療機関の情報について県ウェブページ等で公表してきたところですが、8月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「現下の感染状況を踏まえたオンライン診療等も活用した診療・検査医療機関の拡充・公表について」で示されているとおり、かかりつけ患者以外の患者への対応や小児対応の可否、オンライン診療等の対応の可否（可の場合には、当該医療機関の URL を含む）等の情報も公表するよう求められているところです。
- つきましては、今回の依頼では、新たに「小児対応の可否」及び「電話診療もしくはオンライン診療の対応の可否」の欄を新設しておりますので、別添1の診療・検査医療機関一覧及び(2)の提出方法をご確認いただき、全ての診療・検査医療機関において各郡市医師会経由でご報告いただきますようお願いいたします。
- なお、患者の受診予約が多数あり自院ですぐに診療・検査の対応が難しい場合には、近隣の診療・検査医療機関を案内いただく等、併せて適切にご対応いただきますようお願いいたします。

(参考) 県ウェブページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/shinryokensa.html>

②新たに診療・検査医療機関として指定を受ける医療機関について

- ・ 新たに診療・検査医療機関として指定を受ける場合は、別添2の指定申請様式を記入のうえ、(2)の提出方法をご確認いただき、各郡市医師会経由でご報告いただきますようお願いいたします。
- ・ その際、上記①に準じて、「患者対応が可能な時間帯の拡充」、「自院のかかりつけ患者以外の患者（一般患者（紹介患者など））受入」、「ウェブページ等での公表」に対応いただくとともに、「小児対応」及び「電話診療もしくはオンライン診療の対応」についても積極的にご検討いただきますようお願いいたします。
- ・ なお、施設の構造上、発熱患者を診療するための時間的・空間的分離が困難なこと等の理由から診療・検査医療機関の指定を受けていない医療機関もあると考えられますが、例えば、電話診療もしくはオンライン診療を活用することで新たに参画いただくことも考えられますことから、併せて積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

③診療・検査医療機関に対する診療報酬上の特例について

- ・ 診療・検査医療機関に対しては、一定の要件を満たした場合において、診療報酬上の特例が設けられております。
詳細は以下よりご確認ください。

(参考) 令和4年8月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡
「現下の感染状況を踏まえたオンライン診療等も活用した診療・検査医療機関の拡充・公表について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000983078.pdf>

(2) 提出について

各郡市医師会は管内の医療機関の①及び②を取りまとめの上、管轄保健所へ提出をお願いいたします。また、各保健所は、次の期限までに提出をお願いします。

○提出先：各保健所のメールアドレスあて、エクセルデータを提出

○提出期限：令和4年10月14日（金）

①診療・検査医療機関として指定を受けている医療機関について

- ・ 提出書類：「診療・検査医療機関一覧（別添1）」 ※エクセルデータで提出
- ・ 留意事項： 診療・検査医療機関一覧を取りまとめの上、県のウェブページで公表いたします。
公表を希望しない診療・検査医療機関は、別添1で公表を希望しない理由を記載の上報告願います。

②新たに診療・検査医療機関として指定を受ける医療機関について

- ・ 提出書類：「指定申請様式（別添2）」 ※エクセルデータで提出
- ・ 留意事項： ①と同じです。診療・検査医療機関の指定に当たっては診療のみの場合、検査のみの場合も指定となり得ますが、診療・検査の一体的な対応が望ましいため、その点につきまして、十分にご検討いただきますようお願いいたします。
提出期限以降も随時受付を行いますが、可能な限り期限内でのご提出をお願いします。

(3) 年末年始の診療・検査体制の確保について

年末年始の診療・検査体制については、各郡市医師会及び市町村を中心にあらかじめ協議の上、体制確保をいただいているところです。

今年度についても、昨年度同様に、県医師会から各郡市医師会での体制確保状況等を照会予定ですので、患者が適切に診察等受けられるよう、現時点から検討・調整を十分に行っていただきますようお願いいたします。

茨城県保健医療部感染症対策課 江橋、秋葉、池田
TEL 029-301-3219
E-mail yobo9@pref.ibaraki.lg.jp